

大阪府電子見積合せ参加資格審査要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府が実施する電子見積合せ（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項の規定による随意契約のうちインターネットで公募する方法により契約の相手方を決定する手続きをいう。以下同じ。）について厳正かつ公平に参加者を選定するため、電子見積合せ参加資格を認定するための審査について必要な事項を定めるものとする。

(資格区分等)

第2条 この要綱の対象とする電子見積合せ参加資格の区分は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建設工事電子見積合せ参加資格
- (2) 測量・建設コンサルタント等業務電子見積合せ参加資格
- (3) 物品・委託役務関係電子見積合せ参加資格
- (4) 少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格

2 前項第1号から第3号までに掲げる電子見積合せ参加資格は、それぞれ次に定めるものに該当することとする。

- (1) 前項第1号の建設工事電子見積合せ参加資格 大阪府入札参加資格審査要綱（以下「入札要綱」という。）第2条第1号の建設工事競争入札参加資格
- (2) 前項第2号の測量・建設コンサルタント等業務電子見積合せ参加資格 入札要綱第2条第3号の測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格
- (3) 前項第3号の物品・委託役務関係電子見積合せ参加資格 入札要綱第2条第5号の物品・委託役務関係競争入札参加資格

3 前項各号に掲げる電子見積合せ参加資格を認定するための審査については、当該各号に定めるものについて定めた入札要綱の規定によるものとする。

4 第1項第4号に掲げる電子見積合せ参加資格（以下「少額建設工事見積合せ参加資格」という。）を認定するための審査については、次条から第11条までに定めるところによる。

(少額建設工事見積合せ参加資格)

第3条 少額建設工事見積合せ参加資格は、次のとおりとする。

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(5) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）に基づく雇用保険、健康保険法に基づく（大正 11 年法律第 70 号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）に基づく厚生年金保険に事業者として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

(6) 大阪府内に事業所を有する者であること。

(7) 少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格審査申請書（添付書類等を含む。）について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載をしなかった者でないこと。

(8) 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和 2 年大阪府規則第 61 号）第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者（(1)キに掲げる者を除く。）、同規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者（(1)キに掲げる者を除く。）又は同規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者（(1)キに掲げる者を除く。）でないこと。

(9) 大阪府建設工事競争入札参加資格者、大阪府測量・建設コンサルタント等業務競争入札参加資格及び大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者の認定を受けていない者及び当該資格の審査を申請していない者であること。

（資格審査の申請）

第 4 条 前条に定める資格要件を満たしているか否かを審査（以下「資格審査」という。）するため、3 年に 1 回少額建設工事見積合せ参加資格審査申請の定期を行う。

2 定期申請の終了後に、期間を定め少額建設工事見積合せ参加資格審査申請の随時申請を行う。

（資格審査）

第 5 条 契約局長は、前条の規定による申請をした者（以下「申請者」という。）について資格審査を行う。

（少額建設工事見積合せ参加資格の認定）

第 6 条 契約局長は、前条の資格審査の結果に基づき申請者の少額建設工事見積合せ参加資格を認定する。

2 前項の認定は、大阪府総務部契約局競争入札審査会（以下、「審査会」という。）の審査を経て行うものとする。

（少額建設工事見積合せ参加資格の有効期間）

第7条 前条により認定された少額建設工事見積合せ参加資格の有効期間は、定期申請で認定された日の属する年度の翌年度から3年間とする。

2 定期申請後に行われる随時申請で認定された入札参加資格の有効期間は、認定された日から前項に規定する有効期間の終期までとする。

（認定結果の公表）

第8条 契約局長は、第6条により少額建設工事見積合せ参加資格を認定したときは、その結果を大阪府少額随意契約建設工事業業者名簿に登録し、大阪府ホームページで公表する。

（資格認定の取消し）

第9条 契約局長は、第6条により少額建設工事見積合せ参加資格を認定された者（以下「有資格者」という。）が資格の有効期間内に第3条に定める資格要件を欠くこととなったときは、当該有資格者の少額建設工事見積合せ参加資格の認定を取り消すことができる。

2 前項により認定を取り消す場合は、必要に応じ審査会の審査を経て行う。

（変更申請）

第10条 有資格者の申請書記載事項に変更が生じたときは、その都度変更申請を受け付ける。

（補則）

第11条 この要綱に定めるものを除くほか、資格審査に関して必要な事項は別に定める。

（附 則）

この要綱は令和3年9月24日から施行する。

（附 則）

1 この要綱は令和6年12月24日から施行する。

2 第7条第1項の規定にかかわらず、少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格に係る令和7年の定期申請の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

3 第7条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の定期申請後に行われる随時申請で認定された少額随意契約建設工事電子見積合せ参加資格の有効期間は、認定された日から令和9年3月31日までとする。